

鳥取県版 新型コロナ警報(暫定版)

国の想定や他県よりも厳しい基準

活動制限は、必要性が高いものに要請

専門家意見に基づき、総合判断(状況に応じ、前倒し)

活動制限だけでなく、医療強化も発動

区分		注意報	警報	特別警報
指標	新規陽性患者数	1人/週 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)	
	感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ	
	病床・人工呼吸器	—	—	稼働率 50%超
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)
	学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣	○相談センター応援職員を派遣 等
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等